

<特別養子縁組成立>

1 概要

家庭裁判所は、申立てにより、養子となる者とその実親側との親族関係が消滅する養子縁組（特別養子縁組）を成立させることができます。

特別養子縁組とは、原則として6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。そのため、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があります。また、離縁は原則として禁止されています。

2 申立人(申立てができる人)

- ・養親となる者

3 申立先

- ・養親となる者の住所地の家庭裁判所となります。
- ・養親となる者の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(養親となる者の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

養親となる者の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・養子となる者1人につき800円
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×4枚、100円×4枚、82円×10枚、10円×10枚
5円×2枚、2円×5枚（合計3,340円分）

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・養子となる者及びその父母の戸籍謄本（全部事項証明書）1通

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。